

投票環境の向上方策について(案)

平成29年8月
北九州市選挙管理委員会

全国的に投票率が低下傾向にあるなか、今年1月に執行された北九州市議会議員一般選挙では、過去最低の投票率(39.20%)となり、特に20代(17.94%)、30代(27.45%)の投票率は、全体を大きく下回る結果となった。

低投票率の要因は、一概には言えないものの、投票率の低下は憂慮すべきものであり、こうした現状を踏まえ、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことが重要な課題である。

そこで、平成29年5月に、投票環境の向上方策について検討するため、学識経験者や大学生、PTA関係者等で構成する「投票環境向上に関する検討会」を設置し、同年7月に、第1回会議を開催し、「期日前投票所のあり方」、「当日投票所のあり方」、「選挙啓発等のあり方」の3つのテーマで検討を行った。

市選挙管理委員会では、検討会での意見も踏まえ、向上方策の方向性を取りまとめた。

【1】期日前投票所のあり方

(1) 商業施設等への期日前投票所の設置

ア 現状及び課題

- ・本市では、すべての区役所（7箇所）及び出張所（9箇所）に期日前投票所を設置しているが、出張所が置かれていない区もあり、区ごとの設置数に偏りがある。
【資料編 3P】
- ・本市では、期日前投票の利用者は増えてきており、直近の選挙では、全投票者の約3割が利用している。【資料編 4P】
- ・近年、商業施設など頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置する事例が増えている。【資料編 5P】
- ・千葉市の事例では、商業施設への移設により、期日前投票者数は大幅に増えているが、全体の投票率の底上げに寄与したかどうかの判断は難しい。【資料編 6P】
- ・商業施設等へ期日前投票所を設置するには、二重投票を防止するためのシステムの構築、投票所スペースの安定的な確保、設置に要する経費などの課題がある。
【資料編 7P】

イ 検討会での主な意見

- ・投票者が多い小倉北区や小倉南区に増設したら、有権者の利便性向上につながるのではないか。
- ・出張所がなく、区役所が駅から少し離れている八幡東区についても、通勤、通学や買い物ついでに立ち寄れるような場所に期日前投票所を設置することは、利便性の向上につながるのではないか。
- ・若松区役所と島郷出張所の間期日前投票所があると便利という声は耳にする。

◎ 方向性

- ・商業施設など、有権者にとって利便性の高い場所への設置を検討する。
- ・出張所が置かれていない行政区（小倉北区・八幡東区・戸畑区）を優先し、区役所の立地場所や投票状況、設置に要する経費などを考慮して選定する。

(2) 全区対応型の期日前投票所の設置

ア 現状及び課題

- ・政令指定都市のなかには、通勤や買い物などで人が集まる場所に、全区の有権者が投票できる期日前投票所（全区対応型の期日前投票所）を一つの施設に設置し

ている事例がある。

- ・福岡市の事例では、全区対応型の期日前投票所は福岡市役所（中央区）に設置されており、中央区では、全区対応型の利用率は伸びているが、中央区から遠い区の利用率は伸びていない傾向にある。【資料編 8P】
- ・全区対応型の期日前投票所を設置するには、市内全区の有権者が集まるような適当な施設の選定及び全区分の投票所を設置できるスペースの確保などの課題がある。【資料編 9P】

イ 検討会での主な意見

- ・小倉駅構内やその周辺の商業施設に、全区対応型の期日前投票所を設置することは効果が高いのではないかと。ただし、駅前だとスペースがないかもしれない。

◎ 方向性

- ・効果的な場所の選定及びスペースの確保の観点から、他の政令指定都市の状況も踏まえ、今後の検討事項とする。

(3) 出張所での期日前投票所の開設時間等

ア 現状及び課題

- ・本市では、告示日（公示日）の翌日から投票日の前日まで、すべての区役所（8時30分～20時）及び出張所（8時30分～17時）に期日前投票所を設置している。【資料編 3P】
- ・出張所によって、投票者数にバラツキがある。【資料編 10P・11P】
- ・出張所における期日前投票所の開設コストは、一箇所あたり一日約6万円必要である。【資料編 12P】

イ 検討会での主な意見

- ・利用者の少ない出張所については、例えば一日あたりの平均利用者数に基づいて、開設期間を短縮するなど、何らかの見直しをしてもよいのではないかと。

◎ 方向性

- ・期日前投票所全体のあり方を踏まえ、各出張所の投票者数に応じて、開設期間及び人員配置などの見直しを検討する。

【2】当日投票所のあり方

(1) 共通投票所の設置

ア 現状及び課題

- ・当日投票所は、投票区ごとに設置され、有権者の行くべき投票所は、自己の属する投票区の投票所とされていたが、公職選挙法の改正（平成28年6月施行）により、既存の投票所とは別に、選挙区内の有権者であれば誰もが投票できる共通投票所を市区町村の判断で設置できることとなった。
- ・平成28年7月の参議院議員通常選挙で設置した自治体は、全国で4団体にとどまり、比較的人口規模の大きい函館市の共通投票所の利用率は、かなり低い結果であった。【資料編 14P】
- ・共通投票所を設置するには、二重投票を防止するためのシステムの構築が不可欠であるが、設置には多額の経費が見込まれる。【資料編 14P】

イ 検討会での主な意見

- ・経費がかかる割には、あまり効果が得られていないのではないか。
- ・投票率の向上に結びつくのか。
- ・長期的な視点で検討していくべきではないか。

◎ 方向性

- ・利用率及び経費の観点から、将来的な検討事項とする。

(2) 投票所への移動支援

ア 現状及び課題

- ・市町村の合併や過疎化の進行などにより、当日投票所の数は全国的に減少傾向にあり、投票所の統廃合が進んだ中山間地を中心に、その代替措置として、投票所への移動支援を実施する事例があるが、本市では、現時点で、投票所の統廃合の予定はない。【資料編 15P・16P】
- ・投票所の統廃合とは別の問題として、高齢者や障害者のなかには、投票所まで行くことが困難な人もいる。【資料編 17P】

イ 検討会での主な意見

- ・将来的には、高齢者の自動車運転免許返納が進んでくると、投票する意思があっても投票できない高齢者が増えてくるのではないか。

◎ 方向性

- ・投票所の統廃合を行う際には、その必要性について検討する。
- ・投票所まで行くことが困難な人に対し、利用できるサービスの周知を図る。

【3】選挙啓発等のあり方

(1) 若年層への教育及び啓発

ア 現状及び課題

- ・今年1月の市議会議員一般選挙では、20代の若年層の投票率は17.94%と、全体の投票率より20ポイント以上低いという結果であった。【資料編 2P】
- ・18～20代の若年層は、選挙への関心度が低いという結果であった。[第24回参議院議員通常選挙全国意識調査(平成29年3月)]【資料編 19P・20P】

イ 検討会での主な意見

- ・主権者教育が重要だと思う。投票に行かない親の姿をみて、子どもも行かなくなっている。それを食い止めるには教育しかないと思う。

◎ 方向性

- ・教育委員会や若者選挙啓発グループなどの関係団体と連携し、段階に応じた効果的な主権者教育及び啓発について検討する。
- ・特に大学生等に対する効果的な選挙情報の周知方法について検討する。

(2) 子育て世代への啓発

ア 現状及び課題

- ・今年1月の市議会議員一般選挙では、子育て世代の中心である30代の投票率は27.45%と、全体の投票率より10ポイント以上低いという結果であった。【資料編 2P】
- ・子どもの頃に親が行く投票について行ったことがある人のほうがない人より、投票した割合は20ポイント以上高いという結果であった。[18歳選挙権に関する意識調査(平成28年12月)]【資料編 21P】

イ 検討会での主な意見

- ・最近の親世代は、選挙にあまり関心がなく、投票に行くことの大切さを家庭で教

えるのは難しい。学校を活用して啓発するしかないと思う。学校で習ったことを家庭で保護者に話すので、保護者への啓発にもなると思う。

◎ 方向性

- ・教育委員会やPTA協議会などの関係団体と連携し、子どもを通じた効果的な啓発について検討する。
- ・他都市の先進的な取組みも参考にし、選挙時の効果的な啓発について検討する。

(3) 投票者へのインセンティブの付与

ア 現状及び課題

- ・勤務時間中に投票に行く場合などに勤務先から提出を求められるといった事例が増えてきたことにより、各選挙管理委員会が独自の判断で投票済証を発行している。本市では、申し出があった選挙人に対して交付している。【資料編 29P】
- ・近年、投票済証を提示することで、利用代金や飲食代金を割り引く「選挙割」と呼ばれる取組みを民間事業者が独自に行う事例があり、本市でも実施されている。
- ・選挙管理委員会が主体あるいは関与する形での投票者へのインセンティブの付与について、総務省の見解は「物品等によって有権者を投票所に誘導するということが、公職選挙法の規定に抵触する懸念があることから、選挙管理委員会が主体的に推奨すべきものではない。」というものである。
- ・他の政令指定都市においても、選挙管理委員会が主体となるインセンティブの付与については否定的な意見が多く、主権者教育や啓発の範囲内で実施する事例があるにとどまる。

イ 検討会での主な意見

- ・特になし。

◎ 方向性

- ・投票者へのインセンティブの付与については、選挙の公正・中立な管理執行の観点から、主権者教育や啓発の範囲内での取組みについて検討する。